

大阪市公園条例の一部を改正する条例案

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び長居公園」を「、大阪城公園、長居公園及び鶴見緑地」に改め、「読み替えるものと」を削る。

第4条の見出しを「(行為の制限等)」に改め、同条に次の4項を加える。

- 6 大阪城公園（代行公園の部分に限る。第8項、第16条の2第1項、第2項及び第9項並びに別表第4において同じ。）において第1項各号（第7号を除く。）に掲げる行為をしようとする場合における前各項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第18条の規定により大阪城公園（代行公園の部分に限る。）の管理を行うもの」とする。
- 7 大阪城野球場、大阪城西の丸庭園又は豊松庵（以下「大阪城野球場等」という。）において第1項各号（第7号を除く。）に掲げる行為をしようとする場合における同項から第5項までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第18条の規定により当該有料施設の管理を行うもの」とする。
- 8 次の各号のいずれかに該当するときは、第18条の規定により大阪城公園の管理を行うもの（以下「大阪城公園の指定管理者」という。）及び同条の規定により大阪城野球場等の管理を行うもの（以下「大阪城野球場等の指定管理者」という。）は、前2項の規定により読み替えられた第1項及び第3項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは原状回復を命ずることができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により前2項の規定により読み替えられた第1項又は第3項の許可を受けたとき
 - (2) 第4項各号に定める事由が発生したとき

(3) この条例又は前2項の規定により読み替えられた第1項又は第3項の許可に付した条件に違反したとき

9 前項の規定により同項に規定する必要な措置を命ぜられた者は、命ぜられた措置を完了したときは、速やかにその旨を大阪城公園の指定管理者又は大阪城野球場等の指定管理者に届け出なければならない。

第5条中「場合」を「行為である場合」に、「の許可を受ける」を「(これらの規定を同条第6項又は第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の許可を受ける」に改める。

第9条の7第1項中「指定管理者は、第9条の2の規定による」を「大阪城公園の指定管理者及び代行施設の指定管理者は、第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可又は第9条の2の」に、「ときは、」を「ときは、第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第4項第2号又は」に改め、同条第2項中「ときは、」を「ときは、第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第4項第2号又は」に改め、同条第3項中「第4条第1項の規定による」を「第4条第1項若しくは第3項の」に、「第9条の2の規定による」を「第9条の2の」に、「及び」を「又は」に改める。

第9条の9第2項中「行った」を「行つた」に改める。

第10条第1項中「第9条の2」を「第4条第6項又は第7項の規定により読み替えられた同条第1項及び第3項の許可並びに第9条の2」に改め、同条中第3項を削る。

第16条の2第1項中「代行施設の指定管理者に」を「大阪城公園の指定管理者又は代行施設の指定管理者に第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可に基づく大阪城公園若しくは大阪城野球場等の使用に係る料金又は」に、「以下」を「以下これらを」に改め、同条第2項中「代行施設及び」を「第4条第6項又は第7項の規定により読み替えられた同条第1項又は第3項の許可を受けて大阪城公園又は大阪城野球場等を使用しようとする者並びに代行施設

及び」に、「者は、」を「者は、大阪城公園の指定管理者又は」に改め、同条第3項中「おいて、」を「おいて、大阪城公園の指定管理者又は」に改め、同条第4項第1号中「別表第4の」を「別表第4 2 代行施設の利用料金の表に定める」に改め、同条第6項中「代行施設」を「大阪城公園の指定管理者及び代行施設」に改め、同項第1号中「若しくは総合植物館」を「、総合植物館若しくは庭園」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「又は総合植物館」を「、総合植物館又は庭園」に改め、同項第5号中「若しくは総合植物館」を「、総合植物館若しくは庭園」に改め、同項に次の2号を加える。

(7) 本市が都市公園を使用して事業を実施するときの本市の利用料金

(8) 国、地方公共団体又は公共的団体が緑化の推進、防災又は防犯に関する活動のために都市公園を使用するときの国、地方公共団体又は公共的団体の利用料金

第16条の2第7項中「又は水泳場」を「、水泳場又は庭園」に改め、同条第8項中「代行施設」を「大阪城公園の指定管理者及び代行施設」に改め、同条第9項中「代行施設の指定管理者は」を「大阪城公園の指定管理者及び代行施設の指定管理者は」に改め、同項第1号中「その他」を「その他第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可又は」に、「代行施設」を「大阪城公園又は代行施設」に改め、同項第2号中「第9条の2」を「第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可又は第9条の2」に、「受けた者が」を「受けた者が大阪城公園又は」に、「前に」を「前に大阪城公園又は」に、「おいて、」を「おいて、大阪城公園の指定管理者又は」に改める。

第23条第1項中「あつて」を「あつて」に改める。

第25条第1項第1号中「において」を「の規定により」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げるもののほか、大阪城公園の指定管理者は、第4条第6項の規定により読み替えられた同条第1項及び第3項の許可に関する業務を行うものとする。

第25条に次の1項を加える。

- 4 前項各号に掲げるもののほか、大阪城野球場等の指定管理者は、第4条第7項の規定により読み替えられた同条第1項及び第3項の許可に関する業務を行うものとする。

別表第1 2 有料施設の名称、位置、供用日及び供用時間の表中駐車場の項を削る。

別表第2中

「
長居陸上競技場
」

を

「
鶴見緑地野外卓
長居陸上競技場
」

に、

「
鶴見緑地球技場
」

を

「
鶴見緑地球技場
大阪城野球場
」

に、

「
長居相撲場
」

を

「
長居相撲場
鶴見緑地馬場
」

に、

「
咲くやこの花館
」

を

「
咲くやこの花館
大阪城西の丸庭園
豊松庵
むらさき亭
陳列館ホール
水の館ホール
」

に改める。

別表第3 4 有料施設の使用料の表中 (1) 野外卓の表を削る。

別表第3 4 有料施設の使用料 (2) 野球場の表中「大阪城野球場」を削る。

別表第3 4 有料施設の使用料の表中「(2) 野球場」を「(1) 野球場」に、「(3)

運動場」を「(2) 運動場」に、「(4) 庭球場」を「(3) 庭球場」に改め、(5) 馬場の表を削り、「(6) 動物園」を「(4) 動物園」に改める。

別表第3 4 有料施設の使用料 (7) 庭園の表中大阪城西の丸庭園（茶室を除く。）の項を削る。

別表第3 4 有料施設の使用料の表中「(7) 庭園」を「(5) 庭園」に改める。

別表第3 4 有料施設の使用料 (8) 茶室の表を次のように改める。

(6) 茶室

名 称	単 位	使 用 料
長生庵	1 回	16,200円

別表第3 4 有料施設の使用料の表中 (9) ホールの表及び (10) 駐車場の表並びに備考を削る。

別表第4中

「

陸上競技場	1 回（1 日）	1,209,600円	左記の3倍とする。
-------	----------	------------	-----------

」

を

「

野外卓	1 台 1 回（2 時間 以内）	1,000円	
陸上競技場	1 回（1 日）	1,209,600円	左記の3倍とする。

」

に改め、同表野球場の項中「14,400円」を「14,400円（大阪城野球場にあつては、3,000円）」に、「3倍」を「3倍（大阪城野球場にあつては、左記の額）」に改め、同表庭球場の項中

「

1 場所 1 回 (1 時間以内)	1,600円	左記の1.5倍(鶴見緑地庭球場にあつては左記の額、 韮テニスセンターセンターコートにあつては左記の3倍)とする。
1 場所 1 回 (1 日)	64,800円	

」

を

「

1 場所 1 回 (1 時間以内)	1,600円(韮テニスセンターセンターコートにあつては、5,400円)	左記の1.5倍(鶴見緑地庭球場にあつては左記の額、 韮テニスセンターセンターコートにあつては左記の3倍)とする。
-------------------	-------------------------------------	---

」

に改め、同表中

「

相撲場	1 回(2 時間以内)	2,600円	左記の3倍とする。
-----	-------------	--------	-----------

」

を

「

相撲場	1回(2時間以内)	2,600円	左記の3倍とする。
馬場	1回(1日)	138,000円	
	1人1回(30分以内)	800円	

」

に、

「

総合植物館	1人1回	500円	
-------	------	------	--

」

を

「

総合植物館	1人1回	500円	
庭園(茶室を除く。)	1人1回	350円	
茶室	1回(1日)	28,000円	
ホール	1回(1日)	180,000円	左記の1.5倍とする。

」

に改め、同表を別表第4 2 代行施設の利用料金の表とし、同表の前に次のように加える。

1 大阪城公園又は大阪城野球場等を占有する場合の利用料金

種別		単位	期 間	利用料金
競技会その他これに類するもの		1 場所	1 時間	1,200円
集会その他 これに類す	会費又は入場料を徴収しない場合	100平方メートル	3 時間	510円

るもの	会費又は入場料を徴収する場合			1,020円
営業のための の占有	露店営業その他これに類するものための占有	1 平方メートル	1 日	140円
	ロケーションのための占有	1 回	2 時間	7,560円
広告物掲出 のための占 用	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際 広告物を掲出する場合	広告物 1 枚の表 示面積 1 平方メ ートル	1 日	3,000円
	その他の場合	広告物 1 枚の表 示面積 1 平方メ ートル	1 年	8,500円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 大阪城公園、鶴見緑地、鶴見緑地野外卓、大阪城野球場、鶴見緑地馬場、大阪城西の丸庭園、豊松庵、むらさき亭、陳列館ホール及び水の館ホールに係るこの条例による改正後の大阪市公園条例（以下「改正後の条例」という。）第16条の2第3項及び第4項の規定による利用料金の額の決定並びに改正後の条例第18条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第16条の2第3項から第5項まで、第18条から第22条まで及び第24条前段の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成26年 5 月 2 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪城公園及び鶴見緑地の一部並びに鶴見緑地野外卓ほか7施設の管理を指定管理者に行わせるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市公園条例 (抄)

(行為の禁止)

第3条 省 略

- 2 代行公園 (八幡屋公園及び 長居公園及び鶴見緑地のうち、法第5条第1項の許可、大阪城公園、

を受けた者が設置し又は管理する公園施設、法第5条の2の規定により別に管理の方法を定められた公園施設、別表第1に掲げる有料施設及び他の条例の定めるところにより管理される公園施設を除いた部分をいう。以下同じ。)における前項の規定の適用については、前項第2号、第5号及び第8号中「市長」とあるのは「第18条の規定により代行公園の管理を行うもの」と読み替えるものとする。

(行為の制限)
制限等

第4条 省 略

2-5 省 略

- 6 大阪城公園 (代行公園の部分に限る。第8項、第16条の2第1項、第2項及び第9項並びに別表第4において同じ。)において第1項各号 (第7号を除く。)に掲げる行為をしようとする場合における前各項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第18条の規定により大阪城公園 (代行公園の部分に限る。)の管理を行うもの」とする。

- 7 大阪城野球場、大阪城西の丸庭園又は豊松庵 (以下「大阪城野球場等」という。)において第1項各号 (第7号を除く。)に掲げる行為をしようとする場合における同項から第5項までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第18条の規定により当該有料施設の管理を行うもの」とする。

- 8 次の各号のいずれかに該当するときは、第18条の規定により大阪城公園の管理を行うもの (以下「大阪城公園の指定管理者」という。)及び同条の規定により大阪城野球場等の管理を行うもの (以下「大阪城野球場等の指定管理者」という。)は、前2項の規定により読み替えられた第1項及び第3項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは原状回復を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により前2項の規定により読み替えられた第1項又は第3項の許可を受けたとき

(2) 第4項各号に定める事由が発生したとき

(3) この条例又は前2項の規定により読み替えられた第1項又は第3項の許可に付した条件に違反したとき

9 前項の規定により同項に規定する必要な措置を命ぜられた者は、命ぜられた措置を完了したときは、速やかにその旨を大阪城公園の指定管理者又は大阪城野球場等の指定管理者に届け出なければならない。

(許可の特例)

第5条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、占用の目的が前条第1項各号に掲げる行為である場合にあつては同条第1項又は第3項（これらの規定を同条第6項又は第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けることを要しない。

(意見の聴取)

第9条の7 大阪城公園の指定管理者及び代行施設の指定管理者は、第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可又は第9条の2の規定による許可に関し必要があると認めるときは、第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第4項第2号又は第9条の3第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあつたときは、第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第4項第2号又は第9条の3第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

3 市長は、第4条第1項若しくは第3項の規定による許可又は前条において準用する第9条の2の規定による許可に関し必要があると認めるときは、第4条第4項第2号及び前条において又は

準用する第9条の3第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第9条の9 省 略

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行った場合には、前条各号に定める事項を記載し行つた

た目録を作成し、市規則で定める場所に備え置き、一般の閲覧に供しなければならない。

(監督処分)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可（第4条第6項又は第7項の規定により読み替えられた同条第1項及び第3項の許可並びに第9条の2の許可を除く。以下この条において同じ。）を取り消し、その効力を停止し、若しく

はその条件を変更し、又は行為の中止若しくは原状回復を命ずることができる。

(1)-(3) 省略

2 省略

3 前2項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、市長は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期間を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

(利用料金)

第16条の2 市長は、**大阪城公園の指定管理者又は代行施設の指定管理者に第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可に基づく大阪城公園若しくは大阪城野球場等の使用に係る料金又は代行施設及びその附属設備の使用に係る料金**（以下これを「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 **第4条第6項又は第7項の規定により読み替えられた同条第1項又は第3項の許可を受けて大阪城公園又は大阪城野球場等を使用しようとする者並びに代行施設及びその附属設備を使用しようとする者は、大阪城公園の指定管理者又は代行施設の指定管理者に利用料金を支払わなければならない。**

3 利用料金の額は、別表第4に掲げる金額（代行施設の附属設備を使用する場合については、市規則で定める種別に応じて市規則で定める金額）の範囲内において、**大阪城公園の指定管理者又は代行施設の指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。**

4 次に掲げる利用料金は、代行施設の指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て定める。

(1) 代行施設を使用して行う競技大会等に係る準備のための使用その他特殊な使用で**別表第4**
の **別表第4**
基準により難いと認めるときの利用料金

2 代行施設の利用料金の表に定める

(2) 省略

5 省略

6 **大阪城公園の指定管理者及び代行施設の指定管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める利用料金を免除することができる。**

(1) 水泳場を使用し、又は植物園若しくは総合植物館若しくは庭園に入場する就学前児童の利

用料金

- (2) 植物園又は総合植物館又は庭園に入場する65歳以上の者及び児童等の利用料金
- 、
- (3) 幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員が、園児、児童又は生徒を引率して植物園又は総合植物館又は庭園に入場するときの当該教員の利用料金
- 、
- (4) 入所者が、当該施設の職員に引率されて団体で植物園又は総合植物館又は庭園に入場するときの入所者、職員及び介護者の利用料金
- (5) 身体障害者手帳の交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他これらに類するもので市規則で定める者が、水泳場若しくは弓道場を使用し、又は植物園若しくは総合植物館若しくは庭園に入場するときのその者及びその者に同伴してその者の介護を行う者の利用料金

(6) 省 略

(7) 本市が都市公園を使用して事業を実施するときの本市の利用料金

(8) 国、地方公共団体又は公共的団体が緑化の推進、防災又は防犯に関する活動のために都市公園を使用するときの国、地方公共団体又は公共的団体の利用料金

7 代行施設の指定管理者は、植物園、総合植物館又は水泳場又は庭園を30人以上の団体で使用する
、
するときの利用料金については、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める額を減額することができる。

(1)-(3) 省 略

8 前2項に定めるもののほか、**大阪城公園の指定管理者及び代行施設の指定管理者**は、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認める場合には、利用料金の5割に相当する額の範囲内において利用料金を減額し、又は免除することができる。

9 **大阪城公園の指定管理者及び代行施設の指定管理者**は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他**第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可又は第9条の2の許可を受けた者の責めに帰すことのできない特別の事由により大阪城公園又は代行施設を使用することができなくなつたとき**

(2) 第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可又は第9条の2の許可を受けた者が大阪城公園又は代行施設の使用を開始する前に大阪城公園又は当該代行施設の使用の許可の取消しを申し出た場合において、大阪城公園の指定管理者又は代行施設の指定管理者がその理由を相当と認めて使用の許可を取り消したとき

(3) 省略

(指定管理予定者の選定手続の特例)

第23条 市長は、連合体（2以上の事業者を組合員とする組合又は契約による2以上の事業者の結合体をいう。以下同じ。）が指定管理者の指定を受けている場合において、当該連合体（第3項において「変更前の構成員による連合体」という。）の構成員の変更により当該指定の期間中に新たな指定管理者の指定が必要となるときであつて、当該変更の内容その他の事情を考あつて

慮して特に必要があると認めるときは、第19条の規定にかかわらず、当該変更後の構成員による連合体（以下「変更後の構成員による連合体」という。）を当該代行公園又は代行施設の管理を行おうとするものに指名し、当該変更後の構成員による連合体に対し、その旨を通知することができる。

2-3 省略

(業務の範囲)

第25条 第18条の規定により代行公園の管理を行うものの業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条第2項において読み替えられた同条第1項第2号、第5号及び第8号の場所の規定により

指定に関すること

(2)-(3) 省略

2 前項各号に掲げるもののほか、大阪城公園の指定管理者は、第4条第6項の規定により読み替えられた同条第1項及び第3項の許可に関する業務を行うものとする。

2 省略
3

4 前項各号に掲げるもののほか、大阪城野球場等の指定管理者は、第4条第7項の規定により読み替えられた同条第1項及び第3項の許可に関する業務を行うものとする。

別表第1（第9条関係）

1 省略

2 有料施設の名称、位置、供用日及び供用時間

種類及び名称		位置	供用日	供用時間
省 略		省 略	省 略	省 略
<u>駐車場</u>	<u>大阪城駐車場</u>	<u>大阪城公園内</u>	<u>1月1日から12月</u> <u>31日まで</u>	<u>午前0時から午後</u> <u>12時まで</u>

別表第2（第9条関係）

鶴見緑地野外卓

省 略

鶴見緑地球技場

大阪城野球場

省 略

長居相撲場

鶴見緑地馬場

省 略

咲くやこの花館

大阪城西の丸庭園

豊松庵

むらさき亭

陳列館ホール

水の館ホール

別表第3（第14条関係）

1 - 3 省 略

4 有料施設の使用料

(1) 野外卓

名 称	単 位	使 用 料
鶴見緑地野外卓	1台2時間までごとに	1,000円

(2) 野球場

(1)

名 称	単 位	使 用 料
省 略	省 略	省 略
<u>大阪城野球場</u>		

(3)-(4) 省 略

(2) (3)

(5) 馬場

名 称		使 用 料			
		専用使用			個人使用
		午前	午後	夜間	
鶴見緑地馬場	第 1 馬場	32,000円	48,000円	48,000円	1 人30分までご とに800円
	第 2 馬場	34,000円	52,000円	52,000円	
	第 3 馬場	15,000円	22,000円	22,000円	
	第 4 馬場				1 人15分までご とに400円
	第 5 馬場	19,000円	28,000円	28,000円	1 人30分までご とに800円

(6) 省 略

(4)

(7) 庭園

(5)

名 称	使 用 料
省 略	省 略
<u>大阪城西の丸庭園</u> <u>(茶室を除く。)</u>	<u>1 人 1 回 200円</u> ただし、市長が定める期間にあつては、350円とする。

(8) 茶室

(6)

名 称	単 位	使 用 料
省 略	省 略	省 略
<u>豊松庵</u>		<u>28,000円</u>
<u>むらさき亭</u>		

(9) ホール

名称	使用料								会費又は 入場料を 徴収する 場合
	会費又は入場料を徴収しない場合								
	日曜日、土曜日及び休日における 使用				左記の日以外の日における使用				左記の5 割増しと する。
午前	午後	夜間	終日	午前	午後	夜間	終日		
陳列館 ホール	14,000円	25,000円	25,000円	64,000円	12,000円	22,000円	22,000円	56,000円	
水の館 ホール (附属 展示場 を除く。)	44,000円	76,000円	60,000円	180,000円	38,000円	62,000円	50,000円	150,000円	

(10) 駐車場

名 称	車両の種類	単 位	使 用 料
大阪城駐車場	バス	1台1回につき	1時間までごとに 700円（午後10時から翌日午前8時までの間（1回の駐車における駐車時間を当該駐車開始時から1時間までごとに区分した場合における各区分に係る駐車時間のうち、午後10時の前後にまたがるものを除き、午前8時の前後にまたがるものを含む。以下同じ。）にあつては、350円）
	乗用車		1時間までごとに 350円（午後10時から翌日午前8時までの間にあつては、150円）

備考 この表において「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは正午から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時まで、「終日」とは午前9時から午後9時までをいう。
ただし、馬場については、「午後」とは午後1時から午後5時までをいう。

別表第4（第16条の2関係）

1 省 略

2 代行施設の利用料金

種 別	単 位	利用料金	会費又は入場料を徴収する場合の利用料金
野外卓	1台1回（2時間以内）	1,000円	
省 略	省 略	省 略	省 略
野球場	省 略	14,400円（大阪城野球場にあつては、3,000円）	左記の3倍（大阪城野球場にあつては、左記の額）とする。
省 略	省 略	省 略	省 略

庭球場	省 略	1,600円（靱テニス センターセンター コートにあつては、 5,400円）	左記の1.5倍（鶴見緑地 庭球場にあつては左記の あつては 額、靱テニスセンターセ ンターコートにあつては あつては 左記の3倍）とする。
	<u>1場所1回（1 日）</u>	<u>64,800円</u>	
省 略	省 略	省 略	省 略
相撲場	省 略	省 略	省 略
馬場	1回（1日）	138,000円	
	1人1回（30分 以内）	800円	
省 略	省 略	省 略	省 略
総合植物館	省 略	省 略	省 略
庭園（茶室を除く。）	1人1回	350円	
茶室	1回（1日）	28,000円	
ホール	1回（1日）	180,000円	左記の1.5倍とする。